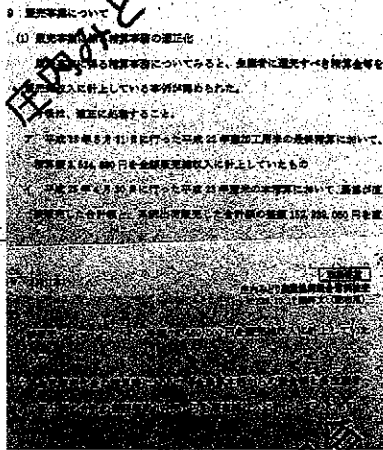


# コメ精算方法「不適切」

## 11年産分 県、JA庄内みどりに指摘

JA庄内みどり（阿部茂昭組合長、酒田市）が委託販売したコメについて、県が2014年に「生産者に還元すべき（コメの）精算金を販売雑収入に計上している」などとして精算方法が不適切だと指摘していたことが内部文書や同JAの説明などで分かった。指摘は11年産米分で、還元すべきだとされた金額は約7650万円にのぼる。



## 「生産者に7650万円還元を」

取材に対し同JA側は、不適切との指摘があったことを認め、その「理事会で決定した精算方法であり、問題はない」（佐藤裕・総合対策室長）などと説明。だが同JAでは、この

精算方法を14年産米から取りやめている。内部文書はA4判12頁。「取扱注意 庄内みどりの農業協同組合常例検査 H26・10・17講評文（配布用）」と記されている。検査終了

JA庄内みどりに対する県の検査の講評文とみられる資料の写し

後、幹部職員向けに配られたという。13年4月30日に実施した11年産米の精算について「農協が直接販売した合計額と、（全農に販売してもらった）系統出荷販売した

合計額の差額1億5293万8050円を直接販売（直販）メリットとし、その半額7646万9千円を販売雑収入に計上していた」などと指摘。「今後は、適正に処理すること」としている。

県農林水産部の団体検査指導室は取材に対し、文書の有無も含めて「検査結果は明らかにできない」と説明した。

同JAによると、コメの精算で「直販メリット」と称して、その半額を同JAの収入とする取り決めは00年産米から始まった。一部の組合員たちは13年ごろから同JAに改善を求めていたが、対応していないとして16年6月に同JAを提訴。「勝手に差し引かれた」として83人が、コメ代金の一部、計約2800万円の支払いを求めている。

（伊東大治）